

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年6月まで  
② 昭和48年6月から49年2月まで

申立期間①について、私が20歳になった昭和42年\*月ごろに亡母が国民年金の加入手続を行い、47年7月に結婚するまでA市の実家で国民年金保険料を納めてくれていた。

申立期間②について、結婚後に自分で定期的に国民年金保険料を納付していたが、納付金額や納付場所、納付方法などは明確には覚えていない。

申立期間について国民年金保険料を納めていたことを証明する資料は無いが、納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は昭和47年6月にA市からB市に転入し、同年7月に入籍しているが、20歳になった42年\*月から47年3月までの期間の保険料は納付済みとなっており、その母親も、申立期間①を含め、45年6月以降の保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、B市に転入するまでの期間についてその母親がA市で国民年金保険料を納付していたとの申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人がA市で同居していた申立人の兄及び兄嫁についても、申立期間①の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、昭和48年6月にC社を退職後、自ら国民年金の被保険者資格取得手続を行い、定期的に国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかし、昭和48年にB市から再交付されたと推認される申立人の国民年

金手帳の被保険者の種別は、結婚により強制加入から任意加入に変更すべきであるにもかかわらず「強制」と記載されていることから、申立人は、47年6月にB市に転入して以降、国民年金の資格得喪に関する届出を励行していなかったと推認される上、この当時は印紙検認方式であったにもかかわらず、申立人にはその記憶が無く、国民年金手帳の検認記録には、申立期間②において保険料を納付していたことを示すスタンプも無い。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付した金額や納付方法等についての記憶が明確でない上、申立期間において保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 7 日から 40 年 3 月 16 日まで  
② 昭和 40 年 7 月 29 日から 42 年 4 月 2 日まで

オンライン記録では、A社及びB社に勤務していた期間について脱退手当金が支給済みとなっているが、受給した覚えはないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年10か月後の昭和44年2月12日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期の約2か月前から国民年金に任意加入し、その後も昭和52年8月に再就職するまでの約9年間にわたり国民年金保険料を納付しているなど、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A事業所（現在は、B事業所）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年8月31日）及び資格取得日（21年4月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和3年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和20年8月31日から21年4月1日まで

C県D市にあったE学校を卒業後の昭和19年7月ごろ、女子挺身隊としてA事業所に動員され2週間ほど研修を受けた後、20年4月から21年3月までの期間においては、看護婦の資格を取得するため、F事業所に勤務しながら看護婦養成所に通っていた。

昭和19年7月ごろから26年4月までの期間のうち、申立期間についてのみ、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A事業所において昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年8月31日に資格を喪失後、21年4月1日に同事業所で再度被保険者資格を取得しており、20年8月から21年3月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B事業所から提出された従業員原簿及び申立人と同職種の元同僚（5人）の証言により、申立人が、申立期間において、勤務時間及び職種等を変えることなく、F事業所で継続して勤務していたことが確認できる上、同職種の複数の元同僚に係る厚生年金保険の被保険者資格は、申立期間において継続していることが確認できる。

また、昭和32年12月以降に書き換えられたとみられるA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の被保険者資格喪失日

(昭和 20 年 8 月 31 日) は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳 (旧台帳) の記録 (20 年 9 月 1 日) 及び同社の従業員原簿の記録と一致していない。

さらに、昭和 21 年 4 月から 27 年 8 月までの期間において作成された A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (昭和 22 年 6 月以降、少なくとも 2 回の書換えを実施) によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が 19 年 7 月 15 日とされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る社会保険事務所の年金記録管理が適切に行われていたとは言い難いことから、申立人の申立期間に係る資格喪失日 (昭和 20 年 8 月 31 日) 及び資格取得日 (21 年 4 月 1 日) を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 20 年 7 月の社会保険事務所の記録及び元同僚の記録から、50 円とすることが妥当である。

## 富山国民年金 事案 133

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から平成 2 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から平成 2 年 12 月まで  
高校を卒業後、昭和 56 年 4 月に大学に入学した。

20 歳になって以降、A 市から国民年金保険料の納付書が送られてきたので、申立期間について学生時代は B 県の郵便局で、卒業後は A 市の C 銀行 D 支店で毎月 1 万 2,000 円から 1 万 3,000 円ぐらいの保険料を払っていたのに、納付記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について毎月 1 万 2,000 円から 1 万 3,000 円ぐらいであったと主張しているが、申立期間における実際の保険料(月額 4,500 円から 8,400 円)とかい離しているほか、A 市の回答により、平成 14 年までは郵便局で納付することができないことが確認できるなど、申立人の納付方法や納付場所等に係る記憶は曖昧であり、申立内容には信憑性が無い。

また、申立人の国民年金被保険者資格は、平成 3 年 1 月 16 日付けで A 市が職権により取得させたものであることが確認できるほか、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 2 月 15 日に払い出され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立期間は国民年金未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人が、申立期間において保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 富山国民年金 事案 134

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 6 月に 40 年 5 月から 42 年 8 月までの国民年金保険料を特例納付により納付したが、申立期間については特例納付していない。

もし、申立期間が未納であったならば、同時に特例納付しているはずであり、申立期間について特例納付していないのは、既に国民年金保険料を納付していたからだと思っている。

申立期間の国民年金保険料をどのように納付したかは覚えていないが、未納となっていることは不自然なので、納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付を行った状況からみて、申立期間の納付記録が無いことは不自然であると主張しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人自身も国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付方法等について記憶が無いなど申立期間当時の状況は不明であり、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 8 月ごろに払い出されたことが確認できることから、申立人は、特例納付したころに初めて国民年金に加入したと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は特例納付以外の方法では納付することができないが、申立人は、申立期間については特例納付していないと回答している。

加えて、申立人については、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人自身も、「現在所有している年金手帳のほかには、別の年金手帳が交付された覚えはない。」としている上、申立人の所持している国民年金に係る手帳は三制度共通（昭和 49 年 11 月以降に使用）のものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から9年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から9年6月まで

平成10年ごろに未納分の国民年金保険料の納付書が送られてきたため、母が約1年分の国民年金保険料を社会保険事務所（当時）で納付したと聞いている。

私は国民年金保険料の納付に関与していないが、母は確かに納付したと言っているので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母から約1年分の国民年金保険料を納付していたと聞いていると主張しているが、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母に照会しても、約1年分の国民年金保険料を一括で納付した記憶があると主張するものの、納付時期や納付期間等については記憶が曖昧であり、申立期間当時の状況を明確には覚えていない。

さらに、申立人には、申立期間のほかにも国民年金保険料の未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 富山厚生年金 事案 309

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 4 月 1 日まで

昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで、A社に勤務していたのに、この間の厚生年金保険加入記録が無い。

A社では、配管工事の現場管理をしていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票には、社会保険料等の金額が記載されておらず、申立人は、同年に支払われた給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間において、雇用保険に加入していたことも確認できない。

さらに、申立期間については、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票でも、申立人の名前は確認できず、整理番号に欠番も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 富山厚生年金 事案 310

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 46 年ごろまで

昭和 42 年 6 月から 46 年ごろまで、A社に勤務していた。

A社は夜間の仕事だったので、昭和 42 年 9 月ごろからは、昼間の時間帯に別の会社でも働いたが、同社での厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録（昭和 42 年 8 月 1 日取得、45 年 10 月 31 日離職）により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 44 年 8 月 1 日であり、申立期間のうち、同年 7 月以前の期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所になっていなかった期間である。

また、申立人は、「昭和 42 年 9 月ごろからは別の会社でも働いており、A社の勤務時間は、夜間の 5 時間だった。」としていることから、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 44 年 8 月以降の期間についても、申立人が同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していなかった可能性が考えられる。

さらに、申立人が名前を覚えている同僚（一人）についても、申立期間においては国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、A社での厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 6 月から同年 8 月までの期間は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるとともに、同年 9 月から 43 年 3 月までの期間及び 44 年 4 月以降の期間は、別の会社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

このほか、A社は昭和53年10月28日に全喪している上、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は死亡しているため、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 富山厚生年金 事案 311

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで

昭和 38 年 8 月から 40 年 7 月末日までの 2 年間、A 事業所（現在は、B 事業所）が経営する C 事業所で、バーテンダーとして勤務していた。当時、店長の D 氏のほか、男性 2 名、女性 6 名が勤務していたことを覚えている。

A 事業所から健康保険被保険者証が交付されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 事業所に照会しても、申立人が A 事業所及び C 事業所で勤務していたことを確認できる資料が得られない上、申立期間において同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚（一人）から聴取しても、申立人の勤務期間及び勤務状況を特定できる証言は得られない。

また、申立人は、申立期間において、既に交付されていた厚生年金保険被保険者証を A 事業所へ提出したこと、同事業所から厚生年金保険被保険者証の交付を受けたこと、及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶していない。

さらに、申立人が A 事業所（C 事業所）での元同僚とする者（二人）についても、申立人と同様に、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

なお、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における整理番号に欠番がなく、申立人の氏名が記載されていないことが確

認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。